毎週火・金曜日発行

目 次

ページ

租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布す 平成十九年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十四号

秋

租税特別措置法施行細則(昭和四十九年秋田県規則第十七号)

租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則

田

県

公

規

則

報

規

則

○租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則(五四・都

市計画課)……………………1

の一部を次のように改正する。 条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号 第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二 第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改める。

第十四号及び第六十二条の三第四項第十四号」を「第三十一条の 第六十二条の三第四項第十五号ハ」に、「第三十一条の二第二項 三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び 一第二項第十五号及び第六十二条の三第四項第十五号」に改め 第八条中「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第六十二条の

十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六 改め、同条第三項中「第三十一条の二第二項第十五号二又は第六 五号二」を「第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同条第 十一条の二第二項第十六号ニ」に、 二項第十六号中「第二条第三十二号」を「第二条第三十三号」に 第十条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号二」を「第三 「第六十二条の三第四項第十

> 項」を「第三十八条の四第二十二項」に改める。 項」を「第二十条の二第十三項」に、「第三十八条の四第二十 この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平 第十三条第一項及び第十五条第一号中「第二十条の二第十一 則

号二又は第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

成十九年法律第十九号)の施行の日から施行する。ただし、 条第二項第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。 第十

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 B.mali:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B.mali:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社